

近代仏教教団と女性(二)

——曹洞宗における「尼僧」——

熊 本 英 人

問題の所在

禪宗教団が今日現在抱える問題としての、仏教と女性、教団と女性の問題を、近代仏教史の視点から考えてみたい。ここでは、「尼僧」すなわち女性僧侶の問題について、曹洞宗を例に考察する。

「尼僧」の「問題」というと、何か、尼僧の置かれた立場やその歴史から、男女差別の問題などを洗い出していく作業が想定できる。本稿は、歴史的経緯や実態そのものの解明ではなく、それらのもつ問題、たとえば教団における男女差別というような現実に対して、その問題の本質はどこにあるのかをみていくための準備作業である。

尼僧史の問題

現在、尼僧史を見るとき、近世以前の尼僧の歴史については、フェミニズム視点からの研究も出ており、そこにおいて

尼僧の立場やその教団史的、社会的意味なども考察を加えられている。その延長線上に近代尼僧史もあるとすれば、歴史にはある程度の解明も可能である。

曹洞宗においては、そこに『曹洞宗尼僧史』(曹洞宗尼僧団本部、一九五五年)や、『曹洞宗宗勢のあゆみ』(曹洞宗宗務庁、一九九一年)などもあげられよう。と同時に、この問題を近代からさらに現代の教団の実態との関係においてみると、必ずしも女性の立場、女性の視点が充分であるとはいえず、今後課題を残しているのが現状である。そしてその事実がまた、男性僧侶と男性中心の教団の意識をも現している。

ここにおいて、尼僧の歴史をみていくとき、石川力山による問題提起が有効であるとともに、少なくとも曹洞宗尼僧史については、いまなおその段階から進展があったとは言えない。

①「曹洞宗尼僧史」というテーマそのものが成り立つか。田島柏

堂氏主編著『曹洞宗尼僧史』(曹洞宗尼僧団本部発行、1955年)があるが、明治期以前については、特筆される個々の尼僧の発掘と事跡の追求にとどまり、そこに一貫する問題意識、個々の事例の持つ意味やその間の脈絡は見出されず、通史としての体裁をなしていない。しかし一方では、断片的ではあるが曹洞宗という明確な意識を有する尼僧が再生産され続けたという事実はある。

これは、尼僧史だけの問題ではなく、「宗学」という範疇での「禅宗史研究」には、こういった(非歴史学的)性格を有していると言える。つまり、嗣法関係や、寺院の創立においてのみ語られる歴史である。

しかし、さらにそこでは、その研究の量的な問題もある。もちろん、尼僧自体の数の少なさもある。この極端な男女比の問題もあるが、単に数の問題だけではなく、尼僧の事蹟や歴史は、男性中心の僧侶の歴史に添える形で説明されることがほとんどであり、これは、近代以降においても同様である。この尼僧の取り扱いそのものもまた、尼僧の地位や評価の低さを示していると言わざるを得ない。

実は、禅学大辞典や、日本仏教人名辞典等にしめる尼僧(女性仏教者)の割合は、極めて少ない。このことは、一九九三(平成五)年頃、ある人名辞典の原稿を執筆したときに、その項目リストを見てあらためて痛切に感じたことである。

その後、近代の曹洞宗に関する人物資料として、名鑑類から抽出した「近代曹洞宗人名録索引」(『曹洞宗研究員紀要』第二七号、一九九六年七月)を作成したが、明治大正昭和の人物誌のなかで、尼僧をとりあげているのは皆無に等しかった。

つまり、先にも述べたように、単に資料がないということをもってではなく、この事実がそのまま仏教界や教団の、尼僧や女性の取り扱いを示しているということである。

そして、ここで注目すべきは、「しかし一方では、断片的ではあるが曹洞宗という明確な意識を有する尼僧が再生産され続けたという事実はある。」という分析である。

この時点で、石川がどこまで問題を意識していたかはわからないが、「曹洞宗という明確な意識」が意味するものを見ていくと、そこに、尼僧史、さらには、男性を中心とした曹洞宗近代史の問題の本質が含まれているのであって、そのことを後から述べる。

さて、近代史を見ると、

②明治期以降に関しては、曹洞宗尼僧による教育の機会の獲得要求、尼学林、尼叢林創設の運動の興起とその継承・達成、尼僧の地位向上に関する諸権利の要求、尼僧自身による共同体・集団結成、社会的な役割の目覚めに根ざす対社会活動・教化活動の一環としての福祉活動)など、広範な尼僧界の指示基盤を支

えられた、明確な目的と方向を持った、百年に近い運動史としての尼僧史はあった

(この延長線上に、戦後の尼僧の後継者の激減と、これにともなう高齢化、問題意識の変遷等の経過までを含めるか否かについては保留³。

と述べているとおり、近代における尼僧の位置については、かならずしも教団の枠にとられない、むしろ、男性中心の教団運営以上に、社会との対峙が見て取れる。

近代曹洞宗における尼僧

ここで、簡単に近代の曹洞宗の尼僧の歴史を見てみよう。

明治5 ●太政官布告・僧侶の肉食妻帯著髪勝手

明治6 太政官布告・尼僧の肉食縁付き勝手

明治7 ●曹洞宗専門学校

明治18・明治39の宗制、宗憲に、尼僧の記載ナシ

明治20 新潟仙巖学園(尼僧による女子教育)

明治29 ●僧堂・中学林認可

明治35 尼僧学林設置案・教育制度上のみ、卒業者の待遇

は従前

明治35 富山尼僧学林

明治36 愛知尼僧学林(私立、明治38認可)

明治38 ●曹洞宗専門学校、曹洞宗大学と改称

明治39 ●新宗制から、「寺院中に女人を寄宿せしむる可

からず」の条項撤廃、実質的に僧侶妻帯の黙認

大正2 ●曹洞宗大学を駒澤大学と改称

大正8 ○第23次宗会に「僧侶保護法の請願、曹洞宗議会に

おける寺族問題論及の嚆矢

大正14 全国尼衆大会(太祖大師六百回大遠忌)において、

尼僧の権利確立要求の宣言

大正14 駒澤大学への尼僧入学許可

昭和4 尼教師分限称号令・尼僧の教師資格を認めるも、

「尼教師」という別制度であり、かつ、実質的な恩

恵はナシ

昭和12 ○曹洞宗寺族保護規程発布

昭和18 永平寺に傘松認可尼学林設立認可

昭和19 曹洞宗尼僧団結成

昭和19 曹洞宗尼僧団、「曹洞尼僧号」一機を陸軍へ献納

昭和21 宗憲・宗法発布 男女僧侶の平等を認め、差別撤

廃

昭和25 専門尼僧堂に改組

昭和26 小島賢道尼、宗会議員に

昭和27 新宗制発布・尼僧による弟子への嗣法・伝法を認

める

(●は男性僧侶、○は寺族に関する事項)⁽⁴⁾

全体として、これらの歴史は、男性からは、必ずしも自分たちと同等の曹洞宗の僧侶の歴史として受けとめられているわけではない。どこまでも、男性僧侶とは別の世界の、男性僧侶の支配下に置かれた女性僧侶の物語ではない。尼僧個々の業績も、黙殺されるか、あるいは単なる「美談」として位置付けられる程度で、結局のところ、尼僧が僧と同等の立場と評価を受けることはなかったのである。

つまり、これは、尼僧の、権利獲得の歴史であるということである。男女平等の権利獲得の運動である。そしてここには、あとにも述べるように、その男女平等に、いかなる前提があるか(あるいは、ないか)、ということが問題になる。

そして、もう一つ、今日的課題として非常に重要な、(この延長線上に、戦後の尼僧の後継者の激減と、これにとまなう高齢化、問題意識の変遷等の経過までを含めるか否かについては保留)とされた問題については、後で紹介する飯島恵道の考察が問題の所在を明確に指摘している。

「尼僧」の問題」

これまで見てきたのも、尼僧の問題であるが、これは、歴史史料上に現れた、構造的、組織的、教団的な問題である。当然、検討、改善されるべき問題を多数含んでいる。また、その理想を目指す尼僧を初めとする関係者の努力には大変な

ものがあり、賞賛を惜しまない。

一方で、この問題を、信仰や思想やイデオロギーの問題として捉えるかどうか。

筆者は、かつて、現代における禅僧のアイデンティティのあり方について疑義を呈し、そのなかで、尼僧に関する差別が、尼僧自身においてどのような意識下にあるかを述べたことがある。

取り上げたのは、現代曹洞宗の代表的尼僧といつてよい青山俊董の自伝、『道はるかなりとも』(佼成出版社、一九九八年、『今にいのち燃やして―「私」を捨ててどう道を聞くか』佼成出版社、一九八七年の改訂新版)である。

そして、尼僧の、女性としての問題。

そんな私を置き去りにして私の周囲の尼僧学生は、次々と恋を成就させ、姿を消してゆきました。一人でゆくより二人三脚で仏道修行を、伝道の実をあげるんだ新しい有髪尼僧の分野を開拓するんだと大言壮語して。

そういう友を送り出す私はどうかという、ひとかどの理解者のような顔をして、マルチン・ルターは尼僧カタリーナと結婚し、力を合わせて腐敗した宗教の改革をなしたとげた親鸞聖人も恵信尼との結婚生活をつづけられながら、信仰の道をいつそう深められ、また伝道もされたなどと、過去において結婚と信仰の道を両立させることができ

たとみなされる立派な人びとの例を並べたて、師匠にそむき、とかく非難の眼差しの中で門出してゆく二人への激励の餞としたものです。

しかしある日ふと、ことさらに大言壮語して還俗し結婚してゆく友や、それを理解者のごとくいろいろと立派な言葉と並べて正統化して送り出さないではおれない私の心の中の奥底をのぞいたとき、それとはまったく別のものがうごめいていることに気づきました。

偉そうなことをいってカバーしているけれど、なんのことはない、そういわしめているものものは、単なる人間、女としての、あるいは男としての、凡夫の欲の思いにすぎないのだということに。立派そうなことをいっていても、まったく変わらない一人の女にすぎないこと、妻となること、母となることへのあこがれが、本能的欲求が、そういう言葉をいわしめているのだということに気づかせていただくことができました。思春期を迎え、改めてみずからに出家への信念を問うということでしょうか。

(中略)一応私なりにさんざん悩んで、両立の道なし、一切を捨てて入って初めて得られる世界なんだとの結論に達するまでには、随分の年月が必要でした。(六六頁)

たとえば、この「非難の眼差し」が意味するものは何か。本当に、仏戒を破り、仏道に乖いたことに対するものだけかどうか

か。尼僧の境遇は、仏法だけではなく、はつきりと、一般社会に歴史的につみかさねられた「尼僧観」に大きく影響されている(拙稿「曹洞宗における女性史研究」『宗学研究』第四一号、一九九九年三月参照)。これは、仏の力ではない。ジェンターのなせるわざである。

「ジェンダー」などという用語はともかく、そうした構造は、青山氏もご承知のほうであろう。氏は、自分の境地境涯が、男女に全く関わりぬことを知っていればこそ、自らを上に揚げることなく教団を語ることができるのかもしれない。しかし、ここには、少なくとも言説の上からは、「凡夫人間」にとつては、まったく仏教とは関わりない(しかもそうとは気づかない)「ジェンダー(社会的生差)」が現れていると言わざるを得まい。

青山氏の「仏道」や、「出家」の意味は、けつしてそのようなものではないはずである。

仏教の現状と男性僧侶への批判、さらには尼僧自身に対する批判は正当で重要なものであることは否定しない。しかしそれは同時に、男性中心社会が尼僧の権利を封じ込め、また、尼僧自身にとつてもそうしたジェンダーを甘受せしめる環境に定着させてしまっているということになる。

たとえば、仏教的宗教的な「捨」の精神を、結果として一般的な解釈としての「捨」のレヴェルで語ってしまうことに陥っているであり、そのことは、社会の尼僧観をますます

固定してしまっているのではなからうか。

つまり、これが、尼僧の目指す「男女平等」が、いかなるイデオロギーを持っているかという問題である。

実際、こうした傾向は、尼僧自身によつてもすでに語られている事実である。

日蓮宗の尼僧、馬島浄圭は、以下のように語る。

二、三年前から私はもう一つの課題を背負いこむこととなった。「女性と仏教」という古くて新しい問題である。実はこの問題は私の一番関わりたくない問題でもあった。女性にまつわる悩みや本音を語ることが、いつのまにかタブー視されているような、尼僧社会の悲しい習性が身につけてしまっていて、反射的に拒否反応を示していたのである。考えてみれば、それもジェンダーに規定された尼僧観、つまり社会的・文化的に求められ作られてきた尼僧の役割や行動様式、心情に固執していたことによる。

最近、曹洞宗の尼僧、飯島恵道が、このような現状を指摘している。

私を取り巻く状況を見つめてみると、曹洞宗の宗制上、特に「曹洞宗分限規程」中では、教師分限における名称も資格も男女同様になり、宗門の選挙権・被選挙権が付与されるという具合に、確かに差別はなくなっているものの、現実社会においては、「抑圧」「おしつけ」を感じざるを得ないことが多々あるの

である。今まで私は「それはそういうものだ」「尼僧なんだから、それで当然なのだ」と師匠に教え込まれ、自分自身そう思い込んできたことに従って日々の暮らしを営んできたのである。尼僧がすべきことの例としては、

- 1、(宗門内に限らず)僧侶の集会有るときには、必ずお茶当番をすること(故意にお茶汲みを避けていると、その場に居合わせた男性僧侶から「庵主さん、お茶煎れて」などと声がかかってしまう)。
- 2、(宗門内に限らず)僧侶の集会有るときには、たとえ自分よりも法臘が低い僧侶であっても、彼よりも上座に坐つてはならない(故に尼僧は常に下座に固まつて坐ることになる)。
- 3、法要の後、尼僧は男性僧侶よりも早く更衣をすませ、男性僧侶の衣をたたむこと(くずくずしていると、男性僧侶から「庵主さん、悪いけど、これ、たんだいいてくれないかなあ」などと声がかかってしまう)。
- 4、晋山式等の大きな法要では、たとえ教師資格があろうとも、法臘が高くとも、接茶か典座寮に配役されていることが多く、法堂に姿を見せるような配役を頂戴することは稀である。法堂に姿を見せる配役で頂戴できるのは、詠讃師としてお役を頂戴したときぐらいである。
- 5、尼僧である以上、宗門内の尼僧によつて組織されている

集団(わが宗派でいうならば「曹洞宗尼僧団」)、あるいは宗門の枠組みを超えて組織された尼僧の集団(全日本仏教尼僧法団)に名を連ねることは当然の義務。

現実場面を冷静に振り返ってみれば、おそらくこれ以上のことが挙げられるのだろうが、上記五件はその代表的なものである。当然、私の師匠が私に教え込んだものである故、彼女の思い込みが大きく反映していることはいうまでもないが、私の師匠のように考えている尼僧は、特に師匠と同年代の尼僧であれば、世の中には多いのではないだろうか。

そして、飯島は、この五点について、次のように述べている。³⁾
すなわち、1に対しては、尼僧だからという理由で「お茶当番」をする必要はない。2に対しては、法臘順に坐ればよい。これらはいずれも、僧伽における区別は法臘のみという仏教の主張である。

3に対しては、当然の如く、自分でやるべき事である。ただし、身体的不調等のケアまで拒否するものではない。

4に対しては、表の仕事はオトコの仕事で裏の仕事はオナの仕事という概念を否定している。これは、仏教的と言うよりも一般的な男女格差そのものであるが、同時に、それを修行道場の制度の男女格差が裏付けていることを指摘している。

そして、5に対しては、尼僧団結成の本質から見て、理想的な組織と活動をほとんど失っている現状に鑑み、実質的に強制加入させられている実態に異議申し立てをしている。すなわち、尼僧の権利獲得と、戦時下の仏教の護持の目的と活動を失った今、「尼僧は違う」「尼僧は特別」という理論を押し通すための親睦団体と尼僧団を位置づけている。

尼僧の立場からの飯島のこれら指摘によって、筆者の問題提起もはや明白になっていると言えよう。

再び、問題の所在

そして、ここに指摘される尼僧の尼僧観は、仏教教理に基づいた尼僧観ではなく、男性中心主義によって展開した仏教教団の尼僧観である。そしてそれはさらに、男性僧侶とその背景にある男性中心社会(世俗倫理)に大きく規定されたものである。このことは、近代の始まりと共にさらに明白になる。

繰り返し言うとおりに、尼僧の宗教心に基づいた戒律主義、出家主義を否定するつもりはない。しかし、明治五・六年の太政官布告によって、男性僧侶は在家化し、女性僧侶は出家主義を維持したという結果は、仏教の教義のみによって説明できる問題ではない。

たとえば、栗山泰音(一八六〇〜一九三七)は、寺族問題を論じた『僧侶家族論』において、「僧侶」には、一般論とし

て尼僧は含めていない。^⑨しかし、「第七十一章 両性問題に於ける尼僧の地位如何」によると、明治六年太政官布告第二十六号「比丘尼も蓄髮肉食縁付帰俗勝手たるべし」をみるまでもなく、僧侶の妻帯問題と「同一の値のもと」で研究されねばならないとしている。さらに、僧侶の場合より「一層痛切に、一層深刻に研究すべき」問題であるとしつつも、「尼僧が僧籍のままにして蓄髮縁付するとせば、常習上の感想より見て如何なるものか」などという、世間一般常識としての問題が大きいとし、具体的方策も持っていない。

また、来馬琢道(一八七七〜一九六四)^⑩は、「尼僧問題解決上の一路」として、次のように述べている。すなわち、「既に比丘に許したる以上は、比丘尼に対して許さぬという(片手落は)宜しく無い、速に解放して、結婚又は行欲を自由ならしむべしと。是は戲言として可なるも、苟も実際に当って考へて見たら、斯かる事が無造作に許されるであろうか」と言い、「社会はこれに対して、何等の不快を感じないであらうか」としている。そして、「僧の妻又は女布道家として在家同様の生活をなす」か、「尼衆たる者は、僧団の状態などを相手とせず、独立独立歩仏戒を厳守して進むべきである」という二者択一の道を示している。このことは、僧が在家化した教団の限界を明快に表しているということではあるが、同

時に、同じ仏教者、宗教者としての共通概念に基づいた活動が不可能であるということにもなる。

これが決して仏教界内部のみの感想ではないことは、日本史学者の喜田貞吉(一八七一一〜一九三九)の「明治仏教に於ける肉食妻帯」にも明らかである。

明治五年四月僧侶の蓄髮並びに肉食妻帯が国家から公許せられたに拘らず、此の時どうした事が比丘尼の事が忘れられた。かくて翌六年正月に至り、比丘尼の蓄髮、肉食、縁付、帰俗が許されたのは、上に述べた如く其の前に忘れられたものものを補ったに過ぎないのであるが、ここに帰俗の語の用ひられたのは如何なる故であらうか。帰俗は即ち還俗である。還俗は各自の任意で、それは男僧にあつても同様でなければならぬ。然るに政府が之を特に比丘尼に対してのみ附け加へた所以のものは、其の真意の那邊にあつたかを知るに苦しむ。或は殊更に比丘尼の還俗を奨励する意味を含ませたものかも知れぬ。併しすでに比丘尼が還俗すれば、もはや彼の女は比丘尼の境涯から脱出した訳であるから、是は自づから問題が別になる。その蓄髮、肉食、縁付なるものは、僧侶の肉食、蓄髮、妻帯に相当するもので、僧尼共に同一の破戒が国家から許された訳なのである。然るに其の後僧侶の方には、妻帯、蓄髮等が普通に行はれる様になつても、比丘尼の縁付なるものの公然行はれた場合は甚だ少く、蓄髮に至っては殆ど之を見るに至らないのである。(中

略比丘尼の蓄髮、縁付が、何故に事実上殆んど行はれなかつたのであらうか。理由は甚だ簡単である。僧侶は蓄髮、妻帯しても、依然として僧侶であり得るが、比丘尼が蓄髮、縁付すれば、世間ではや之を比丘尼として認めなくなるからである。併しながら、既に僧侶の妻帯、蓄髮が許される以上は、理論上比丘尼にもそれが許されて一向差支へない筈である。(中略)或は寺院の内方即ち梵妻なるものも、有髮の儘の尼僧であつても然るべきものであるかも知れぬ。社会がそれを認むるまでには今暫くの年数を要するものと思はれるが、いづれは斯くの如き時代の必ず来るべき事が想像される。即ち蓄髮肉食の僧侶の配偶者として、蓄髮肉食の比丘尼が存在し得る訳なのである。併しながら、既に斯くの如きの状態にまで推移したならば、それは僧尼でもなく、又比丘尼でもなく、習慣上僧又は尼と呼ばれる所の俗人であると云つてもよいのであるかも知れぬ。仏教を信じ、仏菩薩に仕へ、口に仏法を説くものが、必ずしも僧尼でなければならぬ理由はない。(中略)随つて如法の禁欲生活がいやなもの、旗幟鮮明に還俗を敢へしても差支はない筈である。併しそれでは家賃や租税のいらぬ寺院に住み、仏飯に活きる事が出来ぬといふならば問題は自から別である。

昭和八年の時点におけるこの予言は、男性僧侶のその後の歴史を半ば言い当てる。無論、これは、当時において「一族」という言葉が仏教界で公然と使われていたことからわ

かるように、実際にはすでに喜田の予言は予言ではなく現実をなぞつたに過ぎないとも言える。その一方で、尼僧(比丘尼)に対する世間、社会の認識は、何ら変わらなかつたのであり、それはまた七十年を過ぎた現在においてもなお、蓄髮肉食縁付の尼僧は少数派でしかない。

いづれにせよ、喜田の指摘するような、厳しい内省を持つ必要はあるが、僧侶の世俗化を、必ずしも、否定的に捉える必要はない。もちろん、それはまた、現場主義、教団の現状への居直りであつてはならない。ましてや、女性僧侶に対する差別や抑圧があるとすれば、それは除かねばならない。しかし、その前提として最も重要なのは、男女ともに、問題の所在とその本質の再確認なのである。

たとえば、吉田一彦の言葉を借りれば、日本仏教の歴史的に形成された特色といえる妻帯世襲仏教、非出家仏教に対して、「日本仏教の現在の状況を歴史的帰結として受け入れ、その中から新しい方向を模索する」という立場。前提として厳密なる自己認識が不可欠」ということになる。

そうであるからこそ、「女性と仏教」という視点からの問いかけ、つまりは、尼僧の問題、女性の問題から、曹洞宗の現実や男性僧侶のアイデンティティーを再認識する作業が必要となるのである。

註

(1) 本稿は、「近代仏教教団と女性(一)——曹洞宗における「寺院問題」(『駒澤大学禅研究所年報』第十三・十四号、二〇〇二年一二月)の続稿である。

また、この「尼僧」という呼称については、ジェンダーを含んだもの、男女差別につながるものだとして使うべきでないという見解もある。「女性僧侶」と置き換えてもよいが、わざわざ「男性僧侶」「女性僧侶」と使い分けても、問題の本質は変わらないと思うので、ここでは、歴史用語としてそのまま「尼僧」の呼称を使用する。

(2)(3) 石川力山「曹洞宗尼僧史をめぐる諸問題」(『研究会・日本の女性と仏教 一九九一年セミナー』レジュメ、一九九一年八月)。

(4) 『曹洞宗尼僧史』『曹洞宗尼僧団』五〇年のあゆみ(曹洞宗尼僧団本部、一九九六年)、拙稿「曹洞宗議会にみる「寺院問題」(『曹洞宗宗学研究所紀要』第八号、一九九四年一月)などにより作成。

これらの詳細については、いまだこの『曹洞宗尼僧史』および『曹洞宗尼僧団』五〇年のあゆみを出るものではない。個々の尼僧堂や尼僧の資料から、今後詳細は明らかにされよう。

なお、年表からもみえる尼僧と戦争の問題については、稿を

あらためて論じたい。飯島恵道「蹴つ飛ばしたい現実」(『ジエンダーイコルな仏教をめざして』朱鷺書房、二〇〇四年)によれば、尼僧団の結成には、戦時下の「護国」の精神が大きく働いており、結果として、尼僧たちは「銃後の女性」の役割を忠実に果たしたとする。そしてこの「銃後」の幻想が、尼僧の抑圧された立場に対する代償として尼僧の自負心に今なお生き続けている一面があると推測する。

戦時中、永平寺に設けられた傘松認可尼学林については、飯島恵道「近代尼僧史の研究(一)——傘松尼学林に関する史料調査の報告」(『宗学研究』第四五号、二〇〇三年三月)に詳しい。

飯島の考察は、いずれも、尼僧史という歴史と意識の継続を視点とするものである。この問題については、戦時教学や仏教者の戦争責任の問題としての考察も当然必要とされる。しかし、たとえば戦争協力という一面的な評価や断罪で終わるものではなく、このような女性的な考察、尼僧史、尼僧思想史上の位置づけとあわせ行われる必要がある。

(5) 拙稿「黙れ禅僧——書評・南直哉著『語る禅僧』ほか」(『宗学研究紀要』第一三号、二〇〇〇年三月)一九二〜一九三頁。

(6) 馬島浄圭「現代版尼僧の告白」(『仏教とジェンダー』朱鷺書房、一九九九年)二二三頁。

(7) 前掲飯島恵道(二〇〇四)、一七〜一八頁。

(8) 同上、一九〜二九頁参照。

本稿の内容を、駒澤大学仏教会(二〇〇四年六月二日)において口頭発表した際、特にこの飯島恵道の指摘するような尼僧に対する差別的な扱いは、飯島の寺院と同じ長野県内においても行われておらず、むしろ特殊な例であり、全体的な実態調査に基づいて報告すべきである、というようなご意見を頂いた。尼僧の置かれた現状を明らかにするために、そのような精密な調査が行われることは必要かつ緊急の課題であることは確かである。しかし、それは、「少なくとも私は差別をしていない」というような、誰が差別をしていて誰が差別をしていないといった、政治的な分布図を作るのではないこと言うまでもない。個々の差別の解消は当然のこととして、そういった調査の目指すところは、この問題の本質の追究と、そこから導かれる本質的な解決のほうである。

ここで筆者が言いたかったことは、そのような現状調査の結果ではなく、現実には男性僧侶からも女性僧侶からも抑圧を感じてる女性僧侶(尼僧)が少なからず存在し、発言しているという事実である。この事実こそが、全体的構造として、男性僧侶が女性僧侶を差別しており、さらに、その差別構造を女性僧侶自身が再生産しているという現実であり、そしてそのことに、女性僧侶自身が異議申し立てをしているという重要な事実である。同時にこのことは、個人的、地域的な問題ではなく、仏教界全体の問題である。

(9) 栗山泰音『僧侶家族論』(桜樹下堂、一九一七年)参照。

(10) 来馬琢道「尼僧問題解決上の一路」(『洞上公論』一九二五年一月)参照。

(11) 喜田貞吉「明治仏教に於ける肉食妻帯」(『現代仏教』第一〇五号、一九三三年七月)一九九〜一五〇頁。

なお、ここには、もう一つ大きな問題がある。それは、最後に述べられている、僧侶(男女とも)は「俗人」か否か、ということである。そして、「併しそれでは家賃や租税のいらぬ寺院に住み、仏飯に活きる事が出来ぬといふならば問題は自ら別である」というくたりは、さらにそれが教理上の問題のみではないことを明らかにしている。仏教教団内の議論には、こうした「俗人」からの視点が全く欠落していることが多い。教団内でのみしか通用しない常識は、決して「仏教」「仏法」とは呼べないであろう。

(12) 前掲拙稿(二〇〇二)参照。

(13) 「尼僧の縁付き」とは別に、寺族が出家して尼僧になるという例もみられ、寺族の信仰心、宗教心の問題をあらためて投げかけていると同時に、女性をめぐる教団の制度上にさまざまな矛盾を生じている。国守妙啓「尼僧資格はとったものの」(『ジエンダーイコールな仏教をめざして』)参照。

ここで注意しておかなければならないのは、拙稿「弱者の口を借りて何を語るのか——仏教界の『女性の人権』の語りをめ

ぐつて」(『現代思想』第二六巻第七号、一九九八年六月、川橋範子と共著)などでも触れたとおり、尼僧の問題は、寺族女性の問題と関連して論じられることが少なからずあるが、たいのの場合、女性の地位向上ではなく、尼僧と寺族女性とどちらが上位かなどといった、男性僧侶の立場からの非建設的な議論に終っているということである。しかもそれは、寺族と尼僧との間に対立を生むこととなっている。このことは、結果として、男性優位の価値観に尼僧も寺族女性も部分的にはあるがとりこまれているという事実を示すものである。

さらに、黒田隨應「女性僧侶に対する三つのマイナス評価」(『ジェンダーイコールな仏教をめざして』)が指摘するような、寺で生まれたり、幼児期に寺と養子縁組して寺で育ち出家した尼僧が、在家で育ち人生の途上で出家者となった尼僧に対して優越感を持ち、「在家出身」「途中出家」と差別的に呼ぶといった例も、同様の構造を含むものと言えよう。

つまり、これらもまた、先に述べた、仏教の教義のみによって説明できる問題ではないという意味であり、まさに日本社会の仏教的ジェンダーとでもいうべき制約が厳然と存在しているのである。

(14) 吉田一彦「日本史の中の女性と寺院」(女性と仏教東海ネットワーク公開講座レジュメ、二〇〇二年一〇月)。

(参考)

内野久美子「近代仏教における女性宗教者——曹洞宗における尼僧と寺族の地位向上」(『宗教研究』第二五三号、一九八二年九月)

女性と仏教東海・関東ネットワーク編『仏教とジェンダー——わたちの如是我聞』(朱鷺書房、一九九九年)

女性と仏教東海・関東ネットワーク編『ジェンダーイコールな仏教をめざして——続・わたちの如是我聞』(朱鷺書房、二〇〇四年)

中村生雄「日本仏教にとって肉食妻帯とは何だったのか(四回)」(『寺門興隆』二〇〇三年九月〜十二月)